

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起日が休日は、その翌日)

規定により次のとおり告示する。

平成十年八月四日

鳥取県知事 西尾邑 次

目次

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）

生活保護法による診療所等の廃止（〃）

保険医療機関等の指定（保険課）

国土調査の成果の認証（農村整備課）

海面における漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項等（水産課）

都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）

土地収用法による裁決書の公示による送達（管理課）

◇公 告 土地収用法による裁決書の公示による送達（管理課）

公募型指名競争入札の実施（二件）（〃）

◇正 誤 平成十年六月二十六日付鳥取県規則第三十号中訂正

鳥取県告示第五百二十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年八月四日

鳥取県知事 西尾邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------------|-----------------------------|----------------------|
| 船木歯科医院 有限会社鳥取薬局 | 西伯郡中山町塩津三二三一 鳥取市相生町二丁目五一 | 平成十年七月一日 平成十年七月一日 |

鳥取県告示第五百二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年

鳥取県告示第五百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の

| 名 称 | 所 在 地 | 廢 止 年 月 日 |
|--------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 船木歯科医院 有限会社鳥取薬局 | 西伯郡中山町塩津三二三一 鳥取市相生町二丁目五一 | 平成十年五月三十一日 平成十年六月三十日 |

年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成十年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------------|---------------|------------|
| 坂口内科 | 米子市尾高町一一一 | 平成十年七月十五日 |
| たけし歯科クリニック | 境港市外江町一六二五 | 平成十年七月十七日 |
| 堀江歯科医院 | 米子市錦町一丁目一二 | 平成十年七月二十四日 |
| 早田産婦人科クリニック | 鳥取市吉方温泉二丁目五〇二 | 平成十年七月二十四日 |
| 田中薬局松崎店 | 東伯郡東郷町大字旭四〇五 | 平成十年七月十四日 |
| 有限会社D・C・B薬局米子サティ前店 | 米子市米原二丁目二一一三 | 平成十年七月十五日 |

鳥取県告示第五百二十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第二百八十号)第十九条第一項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 倉吉市 | 調査を行つた者の名称 | 調査を行つた時期 | 成 果 の 名 称 | 調査を行つた地 域 | 認 証 年 月 日 |
|-----|----------------|------------------------------|------------------------------|-----------|-----------|
| 倉吉市 | 平成七年度から平成九年度まで | 倉吉市(大字大立及び大字立見の各一部)の地籍図及び地籍簿 | 倉吉市(大字大立及び大字立見の各一部)の地籍図及び地籍簿 | 平成十年八月四日 | 平成十年八月四日 |

鳥取県告示第五百二十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、海面における漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区又は地元地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

一 公示番号海共第四号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 漁業の時期

第三種共同漁業 地びき網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

漁場の位置 東伯郡北条町及び大栄町地先

(二) 漁場の区域 次の基点第十八号とアを直線で結んだ線、アとイを結ぶ最大高潮

時距岸最大一、〇〇〇メートルの線、基点第十九号とイを直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第十八号 羽合町と北条町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第十九号 大栄町と東伯町の境界と最大高潮時海岸線との交点

ア 基点第十八号から三五八度四〇分(真方位)の線と最大高潮時海岸線との交点

〇〇〇メートルの線との交点

イ 基点第十九号から三五三度四〇分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大一、

〇〇〇メートルの線との交点

3 制限又は条件 地びき網漁業の操業に支障のない限り、他種漁業の操業を拒んではならない。

4 免許予定期 平成十年九月一日

5 申請期間 平成十年八月四日から同月二十日まで

| | |
|--|---|
| 6 関係地区 東伯郡北条町及び大栄町 | 7 存続期間 平成十年九月一日から平成十五年八月三十一日まで |
| 1 公示番号海共第八号 | 2 免許の内容たるべき事項 |
| (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 | (二) 漁業種類、漁業の名称、漁業の時期 |
| 漁業種類 漁業の名称 | 漁業の時期 |
| 第三種共同漁業 地びき網漁業 一月一日から十二月三十一日まで | 第三種共同漁業 地びき網漁業 一月一日から十二月三十一日まで |
| (一) 漁場の位置 境港市地先 | (二) 漁場の区域 次の基点第二十七号、アからウまで及び基点第二十八号を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域 |
| 基点第二十七号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点 | 基点第二十六号 西伯郡淀江町と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第二十八号 境港市新屋町三二六八一二地先新屋川左岸の標杭 | 基点第二十七号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第二十九号 島根県八束郡美保関町美保関と同町福浦の境界と最大高潮時海岸線との交点 | ア 基点第二十六号から一三度一〇分(真方位)の線と最大高潮時距離最大一、〇〇〇メートルの線との交点 |
| 基点第三十号 島根県八束郡美保関町海崎鼻先端 | イ 基点第二十七号から六六度〇〇分(磁針方位)の線と、最大高潮時距離最大二、〇〇〇メートルの線との交点 |
| ア 基点第二十七号から六六度〇〇分(磁針方位)の線と最大高潮時距離最大一、〇〇〇メートルの線との交点 | 二、〇〇〇メートルの線との交点 |
| イ 基点第三十号から二〇六度〇〇分(真方位)の線と、アとエを直線で結んだ線との交点 | 三 制限又は条件 地びき網漁業の操業に支障のない限り、他種漁業の操業を拒んではならない。 |
| ウ 基点第二十八号から六一度〇〇分(真方位)三、〇三〇メートルの点 | 4 免許予定期間 平成十年九月一日 |
| エ 基点第二十九号から一七二度〇〇分(磁針方位)二、〇〇〇メートルの点 | 5 申請期間 平成十年八月四日から同月二十日まで |
| 3 制限又は条件 地びき網漁業の操業に支障のない限り、他種漁業の操業を拒んではならない。 | 6 関係地区 米子市及び西伯郡日吉津村 |
| 4 免許予定期日 平成十年九月一日 | 7 存続期間 平成十年九月一日から平成十五年八月三十一日まで |
| 5 申請期間 平成十年八月四日から同月二十日まで | 四 1 公示番号海区第一号 |
| 6 関係地区 境港市 | 2 免許の内容たるべき事項 |
| 7 存続期間 平成十年九月一日から平成十五年八月三十一日まで | (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 |
| | 漁業種類 漁業の名称 |
| | 第一種区画漁業 魚類小割り式養殖業 一月一日から十二月三十一日まで |
| | (二) 漁場の位置 境港市地先 |

| | |
|--|--|
| 三 1 公示番号海共第九号 | 2 免許の内容たるべき事項 |
| (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 | (二) 漁業種類、漁業の名称、漁業の時期 |
| 漁業種類 漁業の名称 | 漁業の時期 |
| 第三種共同漁業 地びき網漁業 一月一日から十二月三十一日まで | 第三種共同漁業 地びき網漁業 一月一日から十二月三十一日まで |
| (一) 漁場の位置 米子市及び西伯郡日吉津村地先 | (二) 漁場の区域 次の基点第二十六号とアを直線で結んだ線、アとイを結ぶ最大高潮時距離最大二、〇〇〇メートルの線、基点第二十七号トイを直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域 |
| 基点第二十六号 西伯郡淀江町と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点 | 基点第二十六号 西伯郡淀江町と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第二十七号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点 | ア 基点第二十六号から一三度一〇分(真方位)の線と最大高潮時距離最大一、〇〇〇メートルの線との交点 |
| ア 基点第二十七号から六六度〇〇分(磁針方位)の線と最大高潮時距離最大一、〇〇〇メートルの線との交点 | イ 基点第二十七号から六六度〇〇分(磁針方位)の線と、最大高潮時距離最大二、〇〇〇メートルの線との交点 |
| 二、〇〇〇メートルの線との交点 | 三 制限又は条件 地びき網漁業の操業に支障のない限り、他種漁業の操業を拒んではならない。 |
| 三 制限又は条件 地びき網漁業の操業に支障のない限り、他種漁業の操業を拒んではならない。 | 4 免許予定期間 平成十年九月一日 |
| 4 免許予定期日 平成十年九月一日 | 5 申請期間 平成十年八月四日から同月二十日まで |
| 5 申請期間 平成十年八月四日から同月二十日まで | 6 関係地区 米子市及び西伯郡日吉津村 |
| 6 関係地区 米子市及び西伯郡日吉津村 | 7 存続期間 平成十年九月一日から平成十五年八月三十一日まで |
| 7 存続期間 平成十年九月一日から平成十五年八月三十一日まで | 四 1 公示番号海区第一号 |
| 四 1 公示番号海区第一号 | 2 免許の内容たるべき事項 |
| (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 | (一) 漁業種類、漁業の名称 |
| 漁業種類 漁業の名称 | 漁業の時期 |
| 第一種区画漁業 魚類小割り式養殖業 一月一日から十二月三十一日まで | 第一種区画漁業 魚類小割り式養殖業 一月一日から十二月三十一日まで |
| (二) 漁場の位置 境港市地先 | (二) 漁場の位置 境港市地先 |

(三) 漁場の区域 次のアからオまでを順次に直線で結んだ線及びアとオを直線で結ぶ

んだ線によつて囲まれた区域

基点第三十一号 境港防波堤先端灯台

ア 基点第三十一号から一三五度三〇分（真方位）三、六〇〇メートルの点

イ 基点第三十一号から一四三度一五分（真方位）四、二一〇メートルの点

ウ 基点第三十一号から一五三度三〇分（真方位）三七七〇メートルの点

基点第三十一号から一五〇度四五分(真方位)三四六〇ノットの点

制限又は条件
なし

免許予定日 平成十年九月一日

申請期間 平成十年八月四日から同月二十一日まで

地元地区 境港市

存続期間 平成十年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

公示番号: 海区第二号

魚類の日本海側

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月二十一日から翌年四月三十日まで

(一) 漁場の位置 西伯郡大山町地先

(二) 漁場の区域 次の基点第三十六号及びアからウまでを順次に直線で結んだ

ひに最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

ア 基点第三十六号から一六一度二〇分（真方位）二二六メートルの点

イ 基点第三十六号から三三八度四〇分（真方位）三七〇メートルの点
ウ 基点第三十七号から二二二度〇〇分（真方位）三九三メートルの点

基点第三十六号から二二度〇〇分(真方位)三五二三一四の点

免許予定日 平成十年九月一日

(一) 公示番号海区第三号

存続期間 平成十年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

地元地区 西伯郡大山町平田及び淀江町大字淀江

免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

(二) 漁場の位置 西伯郡淀江町地先

基点第三十七号 淀江町大字今津字濱田二七一一五に設置された標杭
ア 基点第三十七号から一七度四〇分（真方位）二六七メートルの点
イ 基点第三十七号から三四七度四〇分（真方位）二七九メートルの点
ウ 基点第三十七号から三三九度〇〇分（真方位）二一一メートルの点
エ 基点第三十七号から一八度四〇分（真方位）一六五メートルの点

制限又は条件 なし

免許予定期 平成十年九月一日

申請期間 平成十年八月四日から同月二十日まで

地元地区 西伯郡大山町平田及び淀江町大字淀江

存続期間 平成十年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

公示番号海区第四号

免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

(二) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

(三) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

(三) 漁場の区域 次のアからウまで及び基点第三十七号を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

基点第三十七号 淀江町大字今津字濱田二七一一五に設置された標杭

ア 基点第三十七号から二一度一〇分(真方位)九六メートルの点

イ 基点第三十七号から二二度五〇分(真方位)一七四メートルの点

ウ 基点第三十七号から一九一度〇〇分(真方位)一五三メートルの点

制限又は条件 なし

4 免許予定日 平成十年九月一日

5 申請期間 平成十年八月四日から同月二十日まで

6 地元地区 西伯郡大山町平田及び淀江町大字淀江

7 存続期間 平成十年九月一日から平成十五年八月二二日まで

鳥取県告示第五百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年八月四日

鳥取県知事 西 尾 叫 次

一 施行者の名称
境港市

二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画下水道事業 境港市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年十一月二十九日から平成十七年三月三十日まで
(変更前 昭和五十八年十一月二十九日から平成十五年三月三十日まで)

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 境港市小篠津町字永井、字門脇灘、字別荘灘、字辨天崎及び字門脇、上道町字諏訪山、字但馬山、字一本松、字打明、字山中、字新道、字鼻地蔵灘、字岬、字川向鼻、字勝負仕山、字湯郷居、字大蛇郷、字往来東、字諏訪下及び字東地蔵田、元町、湊町、岬町、花町、東雲町、入船町、東本町、朝日町、中町、相生町、三軒屋町字柳川、字柳川灘、字龍ヶ灘、字柳川頭、字龍ヶ山、字砂西屋敷、字砂山中、字一尺三寸、字北神田、字大見山、字山軒屋、字下川西及び字上川西、渡町字新海、字大沢、字西柳川、字屋敷跡、字東柳川、字与三掘灘、字上灘、字砂折口及び字清次郎開並びに森岡町字大橋、字北邸、字宮ノ内、字向中曾根、字堂内、字上中曾根及び字大上地内

変更する部分 境港市小篠津町字下麦垣、字下万次郎、字掘ノ内、字篠原畔、字中大藪灘、字下第藪灘及び字相老、高松町字後浜田、字第櫓及び字児御前、中野町、上道町並びに三軒屋町字下麦垣、字西砂、字砂屋敷、字棧、字俣川及び字島屋西地内

2 使用の部分 なし

公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第2項に規定する裁決書を受け取るべき土地所有者が不明なので、土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、土地所有者はいつでも裁決書の保管場所で裁決書を受け取ることができる。

平成10年8月4日

| | |
|---------------------------|--|
| 1 裁決に係る事業名 から同市新山地内まで) | 一般国道180号改築工事（米子バイパス・米子市陰田町地内 米子市陰田町1727及び1779 |
| 2 裁決に係る土地 裁決書の保管場所 | 鳥取県収用委員会（鳥取県土木部管理課内） |
| 3 裁決書の保管場所 | |

調達公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年8月4日

鳥取県知事 西尾邑次

1 工事の概要

(1) 工事名 主要地方道鳥取鹿野倉吉線橋りょう整備工事（新横手橋）

(2) 工事場所 東伯郡三朝町大字横手

(3) 工事内容

本件工事は、主要地方道鳥取鹿野倉吉線の橋りょう上部工($L=197.5m$, $W=11.25m$)を製作し、架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

平成10年8月4日

上部工型式：3径間連続鋼箱桁橋
橋長： $L=197.5m$
支間長： $44.75m+88.5m+62.75m$
幅員：全体 $W=11.25m$
(内訳 車道= $3.25m \times 2$ 、歩道= $3.0m$)平面線形：一部クロソイド曲線から直線
架設工法：トラッククレーン工法（ペント工法）
(5) 工期 平成10年10月から平成12年3月20日まで

- 2 技術資料等の提出ができる者
技術資料及び参加資格確認種類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
- 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。

イ 共同企業体は、2名による自主結成によるものとする。

ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいとする。

オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。
 - 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。

ウ 平成9年1月鳥取県告示第35号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものと有すること。

工 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ）の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,200点以上であること。

オ 平成10年8月4日（火）から同年9月1日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 平成元年度以降に、箱桁橋（道路橋に限る。）上部工事の橋製作から架設までの一連の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

キ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成元年度以降において、箱桁橋上部工事の架設工事の現場経験を有すること。

(イ) 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

(ウ) 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(エ) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における鋼橋工事の総合評点が1,300点以上の者で、鋼構工事を主な受注工事としているもの。

イ 平成元年度以降に、鋼橋（道路橋に限る。）上部工事の橋製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

ウ (2)のキにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成元年度以降に同種工事を施工監理した実績を有する者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

- (1) 技術資料作成要領の交付
ア 交付期間及び時間
平成10年8月4日（火）から同11日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで
 - (2) 提出場所
イ 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
 - (3) 技術資料等の提出
本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。
ア 提出期間及び時間並びに提出場所
イ 提出方法
(1)に同じ。
イ 提出方法
持参すること。
 - (3) 技術資料等の審査
提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。
- 4 その他
 - (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
 - (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されることは限らない。
 - (3) 技術資料等その他提出された種類は、返却しない。
 - (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
 - (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年8月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 主要地方道岸本江府線山村ふれあい体験ネットワーク形成事業（袋原

1号橋上部工）

(2) 工事場所 日野郡江府町大字袋原

2 工事内容

本件工事は、主要地方道岸本江府線の橋りょう上部工（L=101.0m, W=10.25m）を製作し、架設する工事である。なお、橋脚の地上部の高さはおおむね9.0mから11.0mである。

3 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

上部工型式：3径間連続非合成鋼橋

橋 長：L=101.0m

支 間 長：31.5m+37.0m+31.5m

幅 員：全体 W=10.25m

(内訳 車道=3.00m×2、歩道=2.5m)

平面線形：一部曲線 (R=100, A=70) から直線

架設工法：トラッククレーン工法（橋上覆工、ベント工法）

(5) 工期 平成10年9月から平成11年8月まで

4 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。

(3) 平成9年1月鳥取県告示第35号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,300点以上であること。

(5) 平成10年8月4日（火）から同年9月25日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成元年度以降に、道路橋における連続鋼橋上部工事の橋製作から架設までの一連の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

(7) 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者は監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成元年度以降において、連続鋼橋上部工の架設工事の現場経験を有する者であること。

イ 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証を有する者であること。

5 技術資料の作成及び提出

1 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

2 交付期間及び時間

平成10年8月4日（火）から同月19日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除

鳥取県公報

<。) の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎5階)

- (2) 技術資料の提出
本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係 (電話番号0857-26-7347) とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されることは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

平成十年八月四日公布の鳥取県規則第110号（看護職修習費資金貸付規則の一部を改正する規則）中次の箇所に記載がござつたので、記述する。

| | | |
|--------|-----------------------|--|
| 四 上 | 十 及 び 十 九 | 行 記 「養成施設（大学院 (専攻科))」又は 「養成施設（大学院 (研究科))」名」 |
|--------|-----------------------|--|